

川崎市消費者行政推進委員会委員候補者選任要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号）第23条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て市長が委嘱する川崎市消費者行政推進委員会（以下「消費者行政推進委員会」という。）の委員候補者の選任について必要な事項を定めるものとする。

(選任基準)

第2条 委員候補者の選任にあたっては、専門性及び公正性の確保並びに市、事業者、消費者の三者の協力により消費者行政を推進することを総合的に勘案し選任する。

(委員の構成)

第3条 消費者行政推進委員会は、消費者行政の推進にあたり、消費者問題の複雑化、多様化に対応し、公正な執行を行う必要があることから、消費者問題に理解の深い学識経験者、商品等を購入、利用、使用する消費者及び製造、販売等を行う事業者により構成する。委員構成は、専門性及び公正性を確保するため、次の各号のとおりとする。

- (1) 消費者問題に関し専門的又は広範な知識、経験を有する学識経験者の中から適切な者を4人選任する。
- (2) 消費者を代表する者として、市内消費者団体を代表する者又は市民公募の中から適切な者を3人選任する。
- (3) 市内事業者団体を代表する者として、事業者の中から適切な者を2人選任する。

(選考委員会の設置)

第4条 第3条第2項の市民公募については、川崎市消費者行政推進委員会公募市民委員選考委員会を設置し、選考するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(関係基準の廃止)

川崎市消費者保護委員会委員候補者選任基準（平成13年市消行第122号）を廃止する。

(関係要領の廃止)

川崎市消費者行政推進委員会のモニター経験者による委員候補者選任要領を廃止する。